

市町村農業振興地域整備計画に係る協議の標準的な処理期間について

農水第12号

平成12年4月3日

(最終改正 令和4年4月1日)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第4項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）に規定する市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更等に係る県知事との協議について地方自治法第250条の3の規定に基づき標準的な処理期間を下記のとおり定めました。

1 標準的な処理期間（※）

（1）事前相談

基礎調査や大規模案件等の場合	60日
上記以外	30日

（2）法定協議

基礎調査や大規模案件等の場合	20日
上記以外	10日

（※1） 事前相談は、農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談についての、協議の申出書が到達したときから、県知事からの回答の文書を発送する日までの期間（文書の修正等に要する期間を除く。）です。法定協議は、市町村から県へ変更協議の申出書が到達したときから、県知事による同意の文書を発送する日までの期間です。

（※2） 岐阜県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除きます。